

2026年2月27日

森脇 久紀

日本共産党の森脇久紀でございます。

私はただいま議題となりました議第175号「令和7年度2月補正予算（第9号）」に反対し、その理由を述べさせていただきます。

予算案は昨年11月21日に閣議決定された「総合経済対策」に呼応し、物価高騰の影響を受ける医療機関、介護施設等への支援をはじめ、中小企業や県民生活を支援する事業が多数盛り込まれ、私どもが要望してきたものもあり、多くは賛成できる内容です。

今回反対するのは、平成25年度の生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活扶助費の追加支給に要する経費についてです。

平成25年8月から3回に分けておこなわれた生活保護基準の引き下げの取り消しを求め、全国で1000人の原告が29地裁、31の訴訟をおこしました。この「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」は、通称「いのちのとりで裁判」とよばれています。裁判は、最初の提訴から11年になる昨年6月27日、大阪訴訟と愛知訴訟について、最高裁判所が裁判官全員一致で保護基準引き下げの違法性を認め、生活保護費減額処分を取り消す判決を言い渡しました。歴史に残る画期的な判決と言えます。

これにより生活保護利用者は、減額前の基準と減額後の基準との差額の請求権を有することになりました。平成25年の生活保護基準引き下げは、厚生労働省の瑕疵ではなく、生存権保障にかかわる重大な違法行為と判断されたわけですから、当然国は、生活保護利用者に対し、減額した保護費を全額遡及支給すべきです。ところが、原告への謝罪さえおこなわず、専門家による審議会・専門委員会に対応を委ねました。

専門委員会の報告をもとに2025年11月18日に公表した国の対応策は、①判決で違法とされなかった「ゆがみ調整」は実施する ②判決で違法とされた「デフレ調整」は新たな減額調整に替える、③原告らについては「特別給付」により減額相当分を追加給付する、つまり、全額遡及支給でなく限定的な「特別給付」にし、原告とそれ以外の受給者で差を設けるという内容でした。これは、原告らにとって到底受け入れることができない内容でした。日本弁護士会連合会も、「最高裁判所による確定した司法判断を軽視し、日本の法治主義、三権分立を瓦解させることにつながりかねない」「訴訟の原告であったか否かによって補償内容に差異を設けることは、違法とされた引き下げによる不利益は全ての生活保護利用者が等しく被っており、法の下での平等（憲法第14条）や無差別平等原理（生活保護法第2条）に反する」と指摘し、国の対応策の撤回を求めています。私どもも同じ思いです。

これまで国を相手に行われた裁判で原告勝利の事例がいくつかあります。たとえば、ハンゼン病訴訟、障害者自立支援法訴訟、最近の優生保護法訴訟がありました。いずれも厚生労働大臣が謝罪し、損害補償、権利回復や施策の見直しをおこなっています。ところが、「い

のちのとりで裁判」では、謝罪さえしない、最高裁判決から背いて完全な補償と権利回復をしない、このような対応は断じて許せません。これまでも生活保護へのパッシングが問題になっていますが、国の対応は、生活保護への差別的な扱いを助長するようなものであり、二重、三重に許せません。

以上、原告らの思いに反する国の対応に抗議する立場から、問題ある対応策にもとづく生活扶助費の追加支給という本予算案に反対するものであります。権利に基づく生活保護行政を徹底するよう強く求め討論いたします。